

## 京都府新たな移住に関する条例検討委員会設置要領

### (設 置)

第1条 現行の京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例について、移住・定住の多様化、新型コロナウイルス感染症の影響による働き方及び暮らし方の変化などを踏まえた改正等を行うに際し、立法事実、課題整理等、専門的な見地から検討するため、新たな移住に関する条例検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例の理念、盛り込むべき内容、条文の構成等条例のあり方に関すること。
- (2) その他条例のあり方の検討に関して必要な事項に関すること。

### (組 織)

第3条 委員は、別に定める学識経験者、その他識見を有する者等で構成する。

2 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

### (座 長)

第4条 委員会に座長を置き、座長は委員の互選により選出する。

2 座長は、委員会の議事を運営する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が職務を代行する。

### (会 議)

第5条 委員会の会議は、企画調整理事が招集する。

2 企画調整理事は必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、企画調整理事が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。